

メガソーラ問題

市長は昨年3月議会の所信表明で近年の台風の大型化、局部的豪雨災害などの認識、集中豪雨による土砂災害から地域住民の生命財産を守る決意、急傾斜地の危険性の認識を示された。

霧島市は外国資本等による森林買収と水資源取水の懸念から霧島市水資源保全条例を今議会に上程された。歓迎する。同様に霧島市の豊かな太陽の恵みを狙って外国資本がメガソーラ建設に取り組んでいる。一部は極めて危険な場所に計画されており、多くの市民の方々から放置すべきではないとの意見が寄せられている。

霧島の神話の里公園近くに別荘を囲むような太陽光発電施設計画もある。そこで8点、問う。

1. 経産省がメガソーラの申請状況を市町村に公開していると聞く。霧島市はどのような対応を取っているか問う。

生活環境部長：経済産業省が公開対象としている10キロワット以上の発電事業の設備情報や設置者情報等の認定情報は、昨年4月から自治体による入手が可能となっているが、これを閲覧するための登録条件として同省に提出を義務付けられている各自治体における情報セキュリティポリシーを、霧島市では非公開の取扱いとしていることから、同省に提出することができず、このことにより登録申請ができない状況であった。

このような中、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」の一部が改正されたことに伴い、本年4月からは、20キロワット以上の発電事業における認定情報については、自治体に限らず誰でも経済産業省のホームページで閲覧することが可能となる。

2. 平成26年以降の市内における太陽光発電所建設目的で提出されている森林伐採届けについてその状況を問う。

農林水産部長：森林法に基づく太陽光発電用地への転用に伴う伐採届けの提出状況は、平成26年度が26件で3.54ヘクタール、平成27年度が21件で4.09ヘクタール、平成28年度は1月分までとなるが、18件で3.24ヘクタールとなっている。

3. 県のメガソーラ林地開発許可案件の進捗状況、協定書締結状況を問う。

農林水産部長：市内で進行中のメガソーラ建設事業は、本年2月10日現在で7件あり、その進捗状況は以下のとおり

	場所	進捗状況	進捗率	協定書
1	霧島永水地区	主要防災施設工事が一部完了	75%	○
2	隼人町野久美田	主要防災施設工事が完了	40%	○
3	牧園町高千穂	主要防災施設工事が完了	61%	○
4	福山町佳例川	主要防災施設工事に係る立木伐採中	3%	
5	福山町福沢	主要防災施設工事の整備中	3%	
6	国分上之段	林地開発の工事が昨年12月に完了		
7	横川町下ノ	立木伐採の準備中		

4. ガイドライン制定後のメガソーラ相談の具体的な場所、地域への説明状況、カンバン設置状況を問う。外国資本と思われる案件があれば紹介を求める。

生活環境部長：ガイドライン制定後に事業者より事前相談のあった件数は32件、ガイドラインに基づく届出件数は16件、住民説明会開催済み件数は16件、お知らせ看板設置済み件数は8件である。

5. 市のガイドラインには周知事項としてお知らせ看板の設置と近隣関係者への説明会開催の既定がある。計画場所が奥まった場所であれば周知機能が果たせない。近隣関係者の選定が事業者の恣意的な判断でなされる恐れがある。ガイドラインの修正をすべきと思う。見解を問う。

生活環境部長：これまでのガイドラインでは、周辺住民への周知を目的とした、設置された太陽光発電設備に関する事業の概要や問い合わせ先等が記載されたお知らせ看板について、敷地内の見やすい場所に設置するよう事業者に依頼していたが、今回、近隣関係者への周知が確実にされる場所に設置するように見直しを行った。これより、より多くの方々に対し周知が図られるものと考えている。

6. 大規模なメガソーラ建設計画について、農地転用認可、公有財産売却、森林伐採などの既成事実の積み重ねが先行し、市民は霧島市が認可したと受け止める恐れがある。メガソーラ案件の転売、撤去、外国資本が絡むことなどの不安もある。ガイドラインの有効性を高め、市民が安心できるような条例格上げなどの方策は考えられないか、問う。

市長：再生可能エネルギー開発について、環境への配慮がなされ、住民の理解が得られたものについて、その導入を積極的に推進している。一方、このような開発により、自然環境、生活環境、景観等が損なわれることのないよう、県内で初となる「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を策定し、昨年6月1日付けで、その運用を開始した。

本ガイドラインの運用開始以降、再生可能エネルギー発電事業者による住民説明会の開催や届出等は概ね適正になされており、事業者と地域の皆様との間においても良好な関係が保たれているものと認識していることから、本ガイドラインの策定が適正な再生可能エネルギー開発の推進に寄与しているものと考えている。

このような中、これまで、一部の太陽光発電事業については、景観上の問題を生じさせていたことを踏まえ、太陽光発電設備の設置に対して景観への配慮を促し、もって霧島市における良好な景観の保全・育成に取り組むため、本定例会において「霧島市景観条例」の一部改正に係る議案を提案した。市長としては、今後においても、引き続き、本ガイドラインの適正な運用がなされるよう、再生可能エネルギー事業者に対し周知徹底を図ってゆく。従って、ガイドラインの規定を条例化することについては現在のところ考えていない。

7. 塩浸しのメガソーラ建設事案に関する塩浸し集落の住民説明会は実施されたと聞く。市が把握している状況、周知実施報告書の状況を問う。

生活環境部長：塩浸地区のメガソーラ建設事案に関する住民説明会は、本年1月31日

に、塩浸公民館にて、地域住民11名が参加のもと開催されており、ガイドラインに基づく本説明会開催に伴う周知実施報告書については、2月15日に提出された。

8. 霧島大窪、田口のメガソーラー建設事案について、市への相談、住民説明会、土地利用協議、林地開発申請の状況を問う。

生活環境部長：霧島大窪、田口地区のメガソーラー建設案件については、ガイドラインに基づく市への相談は、現在までのところ行われていない。

以下、質問席

Q：2月20日の霧島地区の雨、4時間で43ミリでした。永水のメガソーラー工事現場の状況を問う。

霧島産業建設課長：月曜日の雨による河川への濁流（泥水）が確認された。

Q：現地でガリー侵食が見られたか？

霧島産業建設課長：芝が植栽されているところはなかった。南エリアの造成工事場所で若干の侵食があった。

Q：永水のメガソーラー工事現場。南エリアの切土盛土工事が停滞していた。事業者は3月末までに芝張りまで終わらせる工程表を県に提出している。地元は昨年と同じように土砂が流出し川が濁るのではと心配している。画像の奥の高い部分を手前の低いところに切土盛土する構想である。この部分を芝張りを3月までに終わらせなければならない。市として切土盛土は3月末までに終わると思うか？



霧島産業建設課長：施行会社は土工事、芝張りまで3月末の完成を目途に大型重機とオペレータを増員し、進めている。昨年の5月から復旧工事の状況を見ている。その頃に比べると大型重機等の台数は約2倍投入されていると思う。3月末の完成に向けて工事が実施されている。

Q：永水の方々は昨年の川の濁りの再来を心配されている。業者は3月末を目指すとのことであるが、確約できていない。危ないという意識で頻繁に出かけて指導していただきたい。塩浸しの案件で市の農業委員会が県に進達した意見です。進達文書を見やすいように編集したものである。この進達文書を前提に質問する。

塩浸しの案件を農業委員会で議論したのは昨年10月31日、県に意見進達したのは11月9日であることを前提に答弁を求める。農業委員会の進達文書には『県の土地利用協議を平成27年12月17日に、森林法の申請を平成27年12月21日に申請済みであり、協議が整い次

第許可になる見込み』と記載されている。この事は事実か、建設部との合意の上であるか問う。

農業委員会事務局長：意見書については申請人から提出された事業計画書で確認している。許可が整えば、許可となる見込みと記載している。

霧島市農業委員会が県に進達した意見書

1. 申請地は、第2種農地と判断されるが、周囲は山林や原野に囲まれているため生産性も低く、農業には適さない土地である、なお、代替地も検討して、いるが、交渉が不成立となるなど、適当な土地が見つからなかったため、申請はやむを得ないと認められる。
2. ■■■■
3. 申請地内に農地法第3条第1項本文に掲げる権利を有する者はいない。
4. 転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われる。
5. 県の土地利用協議を平成27年12月17日に、森林法の申請を平成27年12月21日に申請済みであり、協議が整い次第許可になる見込みである。
6. 隣接原野と山林等109筆、232,260.55㎡を一体利用する計画であるが、既に譲渡人の了解を得ているため、農地以外の土地の利用見込みは確実と認められる。
7. 隣接地を併せた262,003.55㎡に11,000Kw発電するために、太陽光モジュールを46,500枚設置する計画であり、事業計画書や配置図面からみて、妥当と思われる。
9. 申請地の東・西・南・北のすべて山林と道路と水路である。周囲への影響は被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はないと思われ、以上の理由により転用はやむを得ないと思われる。
11. 霧島市再生可能エネルギー発電施設の設置に関するガイドラインについても関係課と協議中であり、特に問題はないと思われる。

Q：建設部に質問している。

都市計画課長：農業委員会の進達書については聞いていない。

Q：メガソーラガイドライン所管の生活環境部に問う。塩浸しの案件で農業委員会はガイドラインについて関係課と協議中であり、特に問題はないとしている。関係課との協議は問題ないとの結論が得られているのかを問う。

環境衛生課長：農業委員会の転用許可申請の意見書についての内容であるが、環境衛生課では意見を言うようになっていない関係でコメントできない。

Q：農業委員会の進達文書に記載されている内容について市の所管部門で合意がなされているか問う。

答弁できず休憩

農業委員会事務局長：この項目は法令等により、義務付けられている行政調査の協議の状況である。市のガイドラインについて、申請者より現在協議を進めているという状況を確認している。協議の進捗状況は協議中であり、問題ない。

Q：農業委員会には聞いていない。他の部門に聞いている。霧島市農業委員会から県に進達された文書を **中断 調整**

Q：県への進達文書の中にあたかも市の全ての部門と協議したような内容になっている。これは農業委員会の判断か？ 越権行為と見ている。

農業委員会事務局長：この件については申請人からガイドラインについて主管課である環境衛生課と協議をしている最中であることを確認しているため、進捗状況ということで問題ないと記載している。

Q：私は問題ありと言っている。農業委員会の越権行為ではないか？ 県への進達文書の意見について説明を求めた。答弁が不足している。従って農業委員会の答弁に対して質問できない。私の質問に対して答弁していない。議長どうしますか？ **中断**

農業委員会事務局長：龍馬ソーラーパークの意見書について、4項目目の『計画は妥当である』については申請にかかる用途に遅滞無く寄与する確実性で記載した。遅滞無くとは概ね1年を指す。早急な開始に必要な経産省の認定、九電の認定も受けていることから事業計画書より許可次第、遅滞無く事業に着手するとの計画であることを認めて妥当であるとした。

県の土地利用協議、平成27年12月17日に、森林法の申請を平成27年12月21日にとまっている。これについては申請人から出された事業計画書の中に記載があり、申請の確実性についてはあくまでも申請人に確認をした。『被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はない』については周辺の農地等に係る営農条件についての支障について記載する。申請書の被害防除計画に土砂の流出、崩壊、日照、通風などに対する防除策がとられているかを確認する。

計画書の中に法面保護工や防災調整池の建設などが計画されており支障は無いと記載した。この件も含めて広大な転用計画については多法令の許認可を必要とすることから、専門的な視野について判断を委ねている。ガイドラインの件について、申請人の方から環境衛生課に協議の申し出があったことを確認し、このような記載をした。

（被害防除計画とは農地法に既定がある。周辺農地への影響についての一般的な記載であり、周辺への環境、防災の確実な対応の記載を求めているかは疑問）

環境衛生課長：意見書の中にガイドラインについて協議という言葉がある。この案件について庁内で3回の情報共有会議を行ったので協議中である。

Q：協議中は理解するが、特に問題ないとの結論が出ているか？

農業委員会事務局長：協議結果の記載ではなく、協議の進捗状況についての記載である。

Q：日本語ではそう読めない。農業委員会の議事録とか『判断』とかは疑問がある、次回以降に取上げる。進達意見書は県に出されている。このような文書が出されていることの庁内での共有はなされているか？

総務部長：農地転用関係の書類であって、担当は農業委員会の管轄である。従って農業委員会の責任で出されるものである。

Q：土地利用協議とか森林法の許可の見込みとかは農業委員会が判断できるのか？

農業委員会事務局長：申請人から提出のあった事業計画書を確認している。この中では協議が整えば許可となる見込みと記載した。許可の見込みが無ければ転用も認可できない。

Q：無茶苦茶だ。進達意見が農業委員会の議事録にあるかを確認したが記載が無い。

農業委員会事務局長：定例総会において、進達意見については伝えていない。その前の専門部会等ではそのような申請があったという事を報告をしている。

Q：進達意見を農業委員は皆、知っているか？

農業委員会事務局長：農業委員会の会長の決済により進達している。総会での議事内容について進達をしていると考えているので農業委員は知っていると理解する。

Q：進達内容を農業委員は知っているかを聞いている。

農業委員会事務局長：進達内容については総会等で協議した結果という事で委員は知っているはず。

Q：記録があるか？

農業委員会事務局長：専門部会の議事録は作っていない。

Q：議事録も無い、何も無い。この文書の起案者は？

農業委員会事務局長：農業委員会事務局職員である。

Q：面積が広いから県に進達する。このような意見を付けて県に進達したという事を農業委員に伝えるべきではないか？

農業委員会事務局長：県への進達案件については総会の中で許可相当であれば、許可相当の意見、不許可であれば、不許可の意見、それらを付して県に進達しますと会長が発言している。

Q：話は噛み合いません。農業委員会の議事については言っていない。議事録に無いことが記載されている事を問題にしている。

農業委員会事務局長：委員会の中では報告していない。今後、報告の内容等については検討を加えないといけないと思っている。

Q：農業委員会所管という事であるが、重要な事であって、このような文書を県はどう受け止めるか、霧島市は認めているではないか、ガイドラインにも問題ない、協議は整うとか、そのように取られる。このような重要な案件、広大な農地の転用であるから、少なくとも市の関係部課では共有すべき情報ではないか？

総務部長：環境衛生課長が答弁したように、庁内で協議をしている。農業委員会が意見書を発しているが、意見決定の最後、ガイドラインについては関係課と協議中でありと書いてある。協議中とは現在進行形である。協議の結果ではなく、協議中であるのでそれ自体の問題はないと、私は読める。

Q：私はそのようには読めません。いずれ、取上げます。

ガイドラインの太陽光発電設備について発電出力が1,000 キロワット未満の場合であっても、高さが4mを超え、住宅に近接しているものを含むとある。4mを超えるとはどう意味か？

環境衛生課長：今回のガイドラインを見直したのは小型の風力発電施設と小規模の太陽光発電施設についてである。4mとは市内で1件、隣の2階建ての屋根まで到達するような太陽光発電施設を設置しようとしており、土地の所有者と居住者の間でトラブルが発生している。これに迅速に対応する為に見直した。

Q：柔軟なガイドラインの見直しは良いことだ。

神話の里公園の南側の別荘地で住宅地を取り巻くように近接した太陽光発電の計画がある。

別荘地として売り出されたが、売れ残っている土地、その周辺の土地を外国資本が取得した上で太陽光発電をやろうとしているようだ。発電量がメガになるかは分からないが、住宅地を取り巻いているという事で1,000 キロワット未満の太陽光であっても景観、近隣への迷惑を及ぼす事が懸念される場合、ガイドラインの協議対象に含めるべきと思う、見解を問う。

環境衛生課長：ガイドラインについては施設の設置される場所、施設の使用によって色々な事が想定される。その想定に対し、迅速に対応しようとしている。議員質問の案件について、そのような事態が生じるようであれば調査等を行った上でガイドラインの見直しで対応できるようであればそのようにする。

Q：壇上で周知カンバンについて質問した。見やすいところに立てなさい、奥まったところはダメだという事と、近隣関係者について業者が恣意的に選び説明したという事があってはならない。

環境衛生課長：ガイドラインで近隣関係者への周知が求められている。近隣関係者については苦慮している。近隣関係者については地域の実情を良く知る総合支所等、あるいは地域の自治会長さん公民館長さんと協議を行い、情報をもらい、事業者に対し、その範囲を伝え、説明の要請をしている。しかしながら近隣関係者についてさらに幅広くとの意見もある。今回のガイドラインの見直しで事業が目につくような場所へカンバン設置をするようにした。今後は住民が積極的に説明会参加して下さると思う。